

グローバルパスウェイズ留学手続きサポートサービス申込条件書

(お申込み前に必ずご一読ください)

第1条 留学手続きサポートサービスの定義

グローバルパスウェイズ留学手続きサポート（以下、留学手続きサポート）とは、株式会社グローバルパスウェイズ（以下、当社）が運営する募集サイト（<http://www.intoryugaku.jp>）で紹介している海外提携大学及び協力教育機関（以下、海外提携教育機関）へ進学を検討する方を対象に、留学情報提供、出願手続きのサポート、さらに入学手続きまでを行う留学支援サポートサービスです。したがって、海外提携教育機関の入学、進級、修了、卒業を保証するものではありません。申込者及び親権者（申込者が満19歳以下の場合）は、グローバルパスウェイズ留学手続きサポート申込条件書（以下、本条件書）を理解・承諾のうえ、当社に対し、本プログラムを申し込むものとします。

第2条 本プログラムの申込みと契約成立

申込者と当社との本留学手続きサポート契約成立は、申込者が当社に対して所定の留学手続きサポート申込書（以下、申込書）を提出し、当社が受領確認したときをいいます。本プログラムの契約期間は、契約成立日から最長1年間です。ただし、申込者が当社の海外提携教育機関以外に進学を決定した場合は、その時点をもって契約終了となります。

第3条 拒否事由

当社は、申込者から本条件書に基づく留学手続きサポートサービスの申込みがあった場合、次に定める事由の一つ或いは複数が認められるときは申込者からの申込をお断りすることがあります。

- (1) 申込者の学業成績が当社の海外提携教育機関及びそのプログラムの定める入学要件に達していないと、当社が認めた場合。
- (2) 満19歳以下の場合に申込みに関与する親権者の同意が得られない場合。同意については、原則として申込書の親権者による記入を以って確認します。
- (3) 申込者が志望する当社の海外提携教育機関のプログラムに客観的に合格可能性がない場合。
- (4) 申込者の既往症または現在の心身の健康状態が、留学に不相当と当社が認めた場合。
- (5) その他、当社が不相当と認めた場合。

第4条 留学手続きサポートサービス費用と現地プログラム費用

- (1) 当社の留学手続きサポート料金は、当社の海外提携教育機関の範囲内で4校まで無料です。
- (2) 現地プログラム費用（入学金・授業料・滞在費・保険料など）は、出願先の受入許可書に見積もりとして記載されています。海外提携教育機関の事情により、現地プログラム費用は変更されることがあり、現地もしくは渡航前に差額をお支払い頂くことがございます。現地プログラム費用の内金（デポジット）は、留学先を決定した時点で当該海外教育機関の指定口座に直接お支払いください。2019年10月時点でのデポジットは、以下の通りです。
アメリカの場合 4,000ドル+指定保険料*（*海外提携教育機関による）
イギリスの場合 2,000ポンド+保険料*（*保険に加入する場合のみ）

プログラム費用からデポジットを差し引いた残金は、留学開始日の4-6週間前（海外提携教育機関による）までに指定口座に直接お支払いください。

第5条 契約解除と取消金

1. 留学手続きサポートサービス取消料

申込者が本留学手続きサポート契約成立後に申込者の都合により契約を解除する場合は、申込者と親権者（申込者が満19歳以下の場合のみ）の捺印と取消の旨を記載した書面での通知が必要です。当社が署名を受け取った時点で取消の申込を受理したことになります。またその際に下記に定める条件の取消料を申し受けます。

契約解除のお申し出時期	取消料
契約成立日より起算して8日以内	なし
契約成立日より9日以降	33,000円

2、現地プログラム費用

申込者が、申込者の都合により契約を解除する際に生じる現地プログラム費用取消料は、それぞれの海外提携教育機関および滞在手配機関の規定および判断に基づきます。

海外提携教育機関等への取消料については、当社はいかなる場合でも申込者の代わり経済的な負担をすることはありません。

海外提携教育機関の返金については、通常、デポジットは、支払い後返金されません。授業料、滞在費などの残金についても、その一部または全額が返金されないことがあります。これは、申込者が支払いを完了しているかいないかにかかわらず発生します。また留学開始後は、原則プログラム費用は返金されません。返金がある場合は、海外教育機関から申込者に直接支払われます。

第6条 当社の責任範囲及び免責事項

当社は第1条に示した留学手続きサポートサービスを取りまとめた情報の提供、手配代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設を運営するものではありません。従って下記のような当社の責によらない事由により、申込者の留学が不可能、留学の継続が不可能、または申し込み内容の変更が生じる場合、当社はその責任を負いません。

1. 条件付き入学許可を入手している申込者が、海外教育機関の定める入学条件（主に英語力と最終成績）に達せず、留学が不可能、或いは延期になった場合。
2. 申込者が揃えるべき必要書類が指定の期日までに提出しただけでない、留学費用を支払期日までに海外教育機関にお支払いいただけない等の理由により入学手続きを行えない場合。その場合、申込者に対して損害が発生した場合でも当社はその責を負いかねます。
3. 申込書及び海外教育機関に提出した書類に虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項についての申告がなされなかったことにより生じた入学許可の取消、或いは留学開始後に退学になった場合。
4. 申込者の学生ビザが留学先国の判断により入手できない場合、または現地での入国を拒否された場合。
5. 天災事変、戦乱、暴動、テロ行為、伝染病による隔離、その他、不可抗力の事由による場合。
5. 申込者の故意、過失による留学先の公序良俗もしくは規則等に違反した場合の責任及び損害。
6. 留学開始後の申込者の個人生活に起因する海外提携教育機関側の処罰（退学、停学等）が発生した場合
7. 海外提携教育機関での単位取得、進級、卒業などに関して、当社はその責を負いかねます。
8. 留学期間中の疾病、事故、傷害、携行品の紛失、盗難に基づく損害。
9. 当社は、海外提携教育機関から届いた最新情報に基づき留学手続きサポートサービスを提供しますが、当社の責によらず、留学先の教育機関の事情により、受入条件、授業内容、滞在先、費用の変更、その他プログラム実施内容に関する変更については責任を負いません。

第7条 個人情報の取り扱いについて

当社では、申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、申込書及び出願書類等の個人情報を留学手続きサポートサービスの遂行上必要な限りにおいて海外提携教育機関及び出願窓口である仲介コンサルタント会社との間で共同利用します。万一の緊急事故対応およびサポートに備えるためののみ、個人データを当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第7条 条件書の変更

本条件書は当社の事情または法令に従うために変更することがあります。

第9条 約款の発効

本条件書は2019年10月1日をもって発効します。

第10条 裁判管轄

本条件書および申込者と当社が締結する各種契約に関する訴訟については、東京地方裁判所のみを専属管轄 裁判所とします。

以上